

第1章 基本的な考え方

○業務継続計画とは

・区の行政機能が被災し、**平時より資源に制約がある状況下においても適切に業務を執行**するため、優先すべき業務を特定し、必要な資源の準備や対応方針・手段を定める計画である。

○計画の目的

・本計画の目的は、災害時に区民の生命及び財産を保護し、区民生活に必要な不可欠な業務を早期再開するために、「**非常時優先業務**」を特定し、**限られた人員・物資等の有効活用や、そのための資源の確保**などの課題と対策について定めるものである。

○計画の基本方針

- (1) 区民の生命、財産を保護するため、災害対策業務に万全を尽くす。
- (2) 区民生活の支障を最小限にするため、必要不可欠な行政サービスを早期再開する。
- (3) 限られた資源の中で区の責務を果たすため、他の通常業務の再開は先送りする。

○計画修正の背景と視点

・現在の業務継続計画<震災編>〔平成30年3月〕策定から約8年が経過しており、その間の実災害の教訓を踏まえた災害対策関連法令改正、都の業務継続計画の改定、世田谷区地域防災計画〔令和7年修正〕等の修正のほか、都の最新の被害想定を反映した実効性のある修正計画とする。

・従来の「**首都直下地震**」のみを想定災害とした計画から、「**風水害**」及び「**火山噴火**」等の様々な災害事象・規模に柔軟に対応できる計画とした。

○本計画で取り扱う業務

(1) 災害対策業務

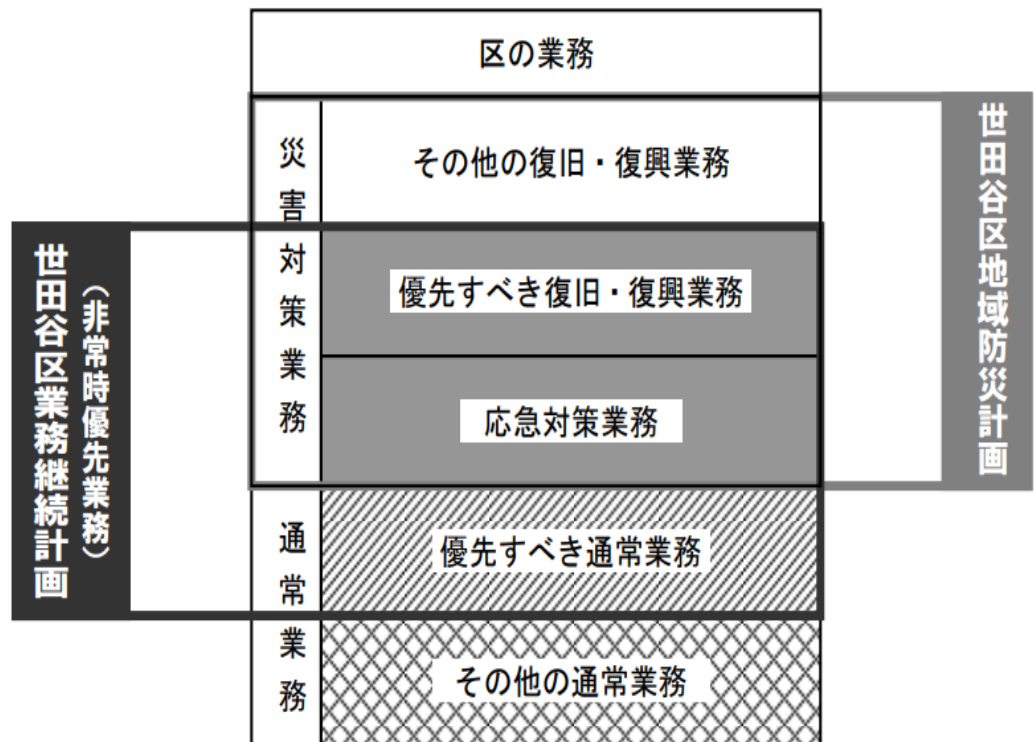
世田谷区地域防災計画で規定される業務。本計画では、発災直後から生じる「応急対策業務」に加えて、優先すべき「復旧・復興業務」（発災後1ヶ月以内に実施するもの）を取り扱う。

(2) 優先すべき通常業務

区の通常業務のうち、優先して早期（発災後1ヶ月以内）に再開する業務。区民の生命・財産や法令遵守等への影響を踏まえ選定する。

(3) 非常時優先業務

災害対策業務（応急対策業務及び優先すべき復旧・復興業務）と優先すべき通常業務をあわせたもの。本計画において発災後1ヶ月以内に開始すべき業務の総称。



第2章 計画の前提条件

○対象とする災害

現計画

地震（首都直下地震）

修正計画

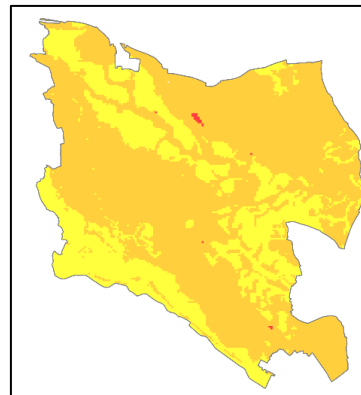
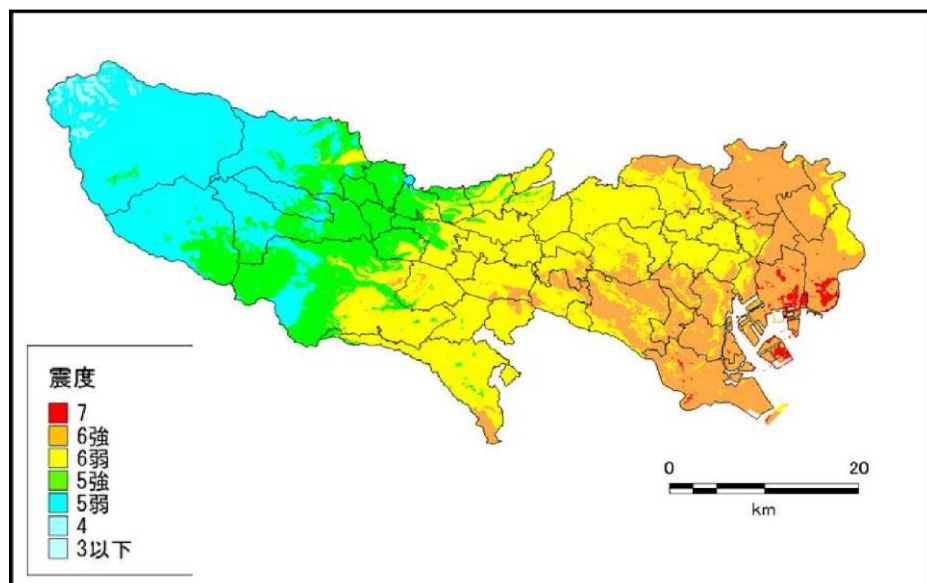
- ①地震（首都直下地震）
- ②風水害（洪水、内水氾濫）
- ③火山噴火

- ④中規模・小規模災害
- ⑤複合災害

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要（続き）

○地震（首都直下地震）

「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月、東京都）において、世田谷区の被害が最も大きいとされる『**都心南部直下地震（M7.3）**』とする。



（冬・夕方18時）

世田谷区の震度別面積率（％）

5 強以下	6 弱	6 強	7
0.0	31.0	68.9	0.1

出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月、東京都）

想定される区全体の被害状況

区全体の人的被害及び建物被害

死者	負傷者	うち重傷者	揺れによる 全壊	焼失棟数 (倒壊建物を 含まない)

区全体のライフライン被害

	世田谷区
電気停電率	18.9%
固定電話不通率	11.5%
上水道断水率	23.2%
下水道管きよ被害率	5.6%
ガス供給停止率	14.4%

想定される職員態勢（非常配備態勢職員数：5,730人）

前提条件

参集人数を推計する前提条件を、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月）及び「都計画」（令和5年11月）を踏まえ、次のように定めた。

- ①参集速度：夜間の停電による視界不良や路上障害物の回避、休憩等を考慮し、2 km/h（徒歩参集の場合）。
- ②参集困難：公共交通機関の運行停止
 - ・20km圏外は徒歩参集が困難とする。20km圏外の職員は、公共交通機関の復旧後（1週間以降）に順次参集するものとする。
- ③参集困難：職員の被災・居住地域の被災
 - ・職員自身の被災の場合、重傷者は1か月経過した時点でも参集不可とする。
 - ・居住地域において、建物の倒壊や延焼火災、道路閉塞が多数発生する甚大な被害が生じる場合を想定し、72時間以内は参集困難、72時間以降に順次参集する。
- ④参集困難：地震による混乱
 - ・72時間以内は20%を参集困難とする。72時間以降も2%を参集できないものとする。
- ⑤参集困難：家族の被災
 - ・2週間以内の各時間帯における参集対象者の10%を参集困難とする。2週間以降に順次参集を開始し、1か月経過した時点でも2%は参集できないものとする。

	発災後 時間経過ごとの累計								
	発災～4 時間以内	4～8 時間以内	8～12 時間以内	12～24 時間以内	24～48 時間以内	48～72 時間以内	72時間～ 7日以内	7～14 日以内	14～30 日以内
参集人数	1,330人	2,132人	2,494人	2,713人	2,713人	2,713人	4,106人	4,908人	5,366人
参集割合	23.2%	37.2%	43.5%	47.3%	47.3%	47.3%	71.7%	85.7%	93.6%

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要（続き）

○風水害（多摩川・中小河川の洪水や内水氾濫）

- ・多摩川流域の想定最大規模降雨（2日間総雨量588mm）による氾濫、区内の中小河川の想定最大規模降雨（総雨量690mm・時間最大雨量153mm）による氾濫を想定した。
- ・浸水を予測したハザードマップでは、多摩川及び中小河川の周辺は広い範囲で浸水深0.5mから5mとなり、一部エリアでは10m以上と想定される。
- ・台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能のため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

○火山噴火

- ・富士山噴火時における広範囲の降灰により、区内において、交通・ライフライン被害、堆積灰の重みによる建物被害、区民への健康被害等が想定される。

○中規模災害・小規模災害

- ・地震、風水害及び火山噴火の災害事象について、災害規模の大きさに合わせた「被害の様相」と、「想定される職員態勢」「業務継続上のポイント」を整理した。

○複合災害

- ・「感染症の蔓延下における大規模自然災害」及び「大規模地震発生後の復旧・復興期における風水害の発生」を想定し、業務継続上のポイントを整理した。

第3章 非常時優先業務

- ・業務開始目標時間に応じた災害対策業務と、優先すべき通常業務を時間軸に沿って整理した。

○主な非常時優先業務（地震）

災対統括部（危機管理部、DX推進担当部、選挙管理委員会事務局）

業務開始 目標時間	非常時優先業務		
	災害対策業務		優先すべき通常業務
	業務名	業務名	所管部課
発災～4時間	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長室会議の開催 ○避難指示の発令、避難誘導 ○災害救助法適用への対応 ○自衛隊の派遣要請及び災害派遣部隊の受入れ ○二次災害防止の措置、被害の全体像の把握 ○災対各部、防災関係機関（警察、消防、自衛隊）の活動状況の集約、各機関への要請 ○被害情報・復旧情報の整理 ○防災行政無線、防災情報システムの被災状況の把握及び復旧 		
4～8時間			
8～12時間			
12～24時間			
24～48時間			
48～72時間	<ul style="list-style-type: none"> ○庁内ネットワークの復旧対応 ○情報関連設備の復旧対応 ○災害により故障した情報システム及び通信インフラの復旧 ○データの回復 	○電子計算組織の適正かつ効率的な運営に関すること	DX*推進
72時間～1週間	○防犯対策		
1～2週間	○激甚災害指定に向けた対応		
2週間～1ヶ月			

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要（続き）

●優先すべき通常業務の選定

①区民の生命・生活・財産の保護②法令遵守③関係所管・他機関等への業務の影響等の観点から、発災時の業務継続に支障が生じた場合の影響を考慮し、発災後1か月以内（非常時優先業務の対象期間）の影響度が「3」（中程度）以上である業務を「優先すべき通常業務」として選定する。

影響の 度合い	1	2	3	4	5
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
各業務の開始・再開が遅れることに伴う代表的な影響の内容	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響はわずかにとどまる。 ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 若干の社会的影響が発生する。 しかしながら、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定程度の社会的影響が発生する。 社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 相当大きな社会的影響が発生する。 社会的な批判が多く発生し、過半の人はその行政対応は許容できないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 甚大な社会的影響が発生する。 大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容できないと考える。

参考：中央省庁業務継続ガイドライン第3版（首都直下地震対策）（令和4年4月 内閣府（防災担当））

第4章 非常時優先業務の執行環境の確保

○非常時優先業務の執行環境の確保について

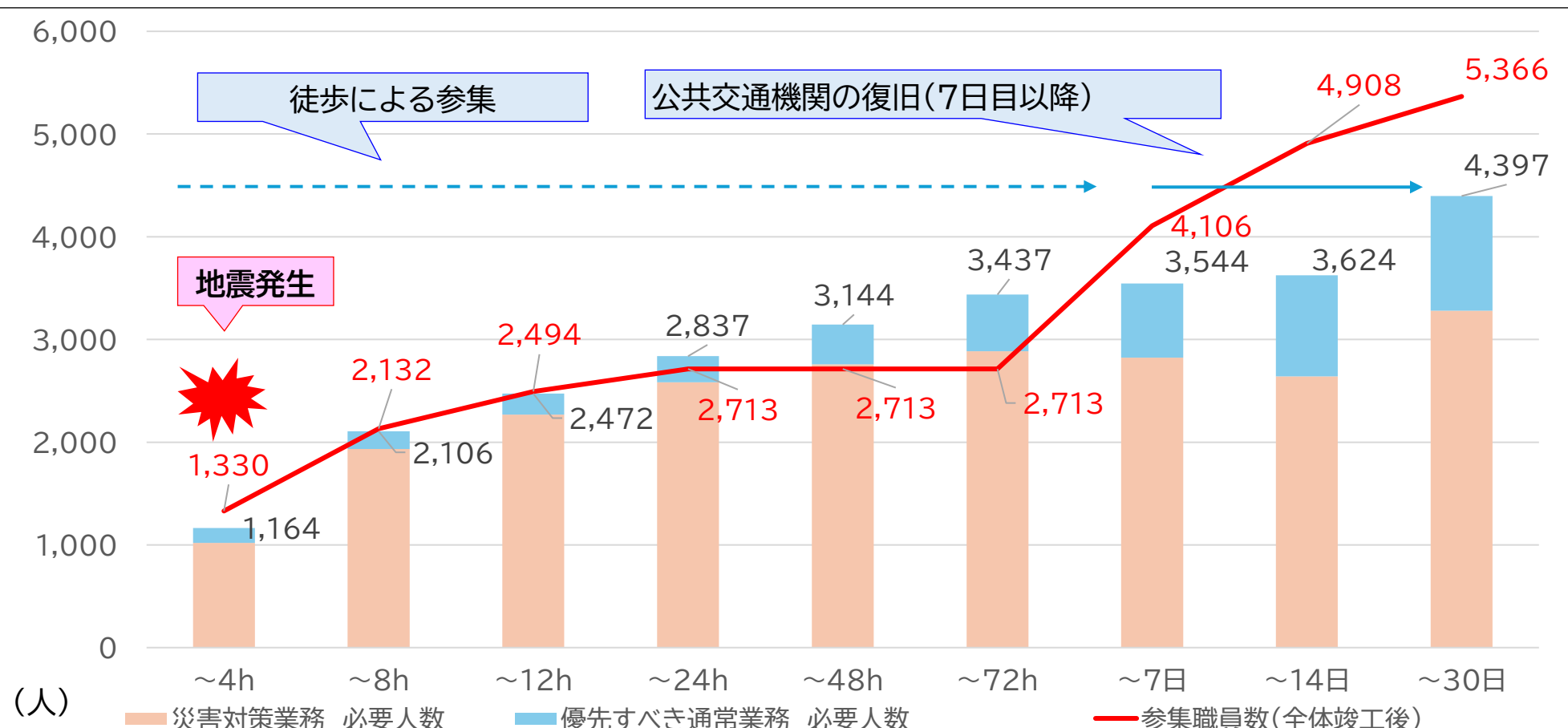
必要な資源：職員、庁舎、電気、通信、情報システム、執務環境、移動手段、トイレ、飲料水・食料等の課題を抽出するとともに対策の方向性を整理した。

○各資源の課題と対策の方向性（一部抜粋）

●職員

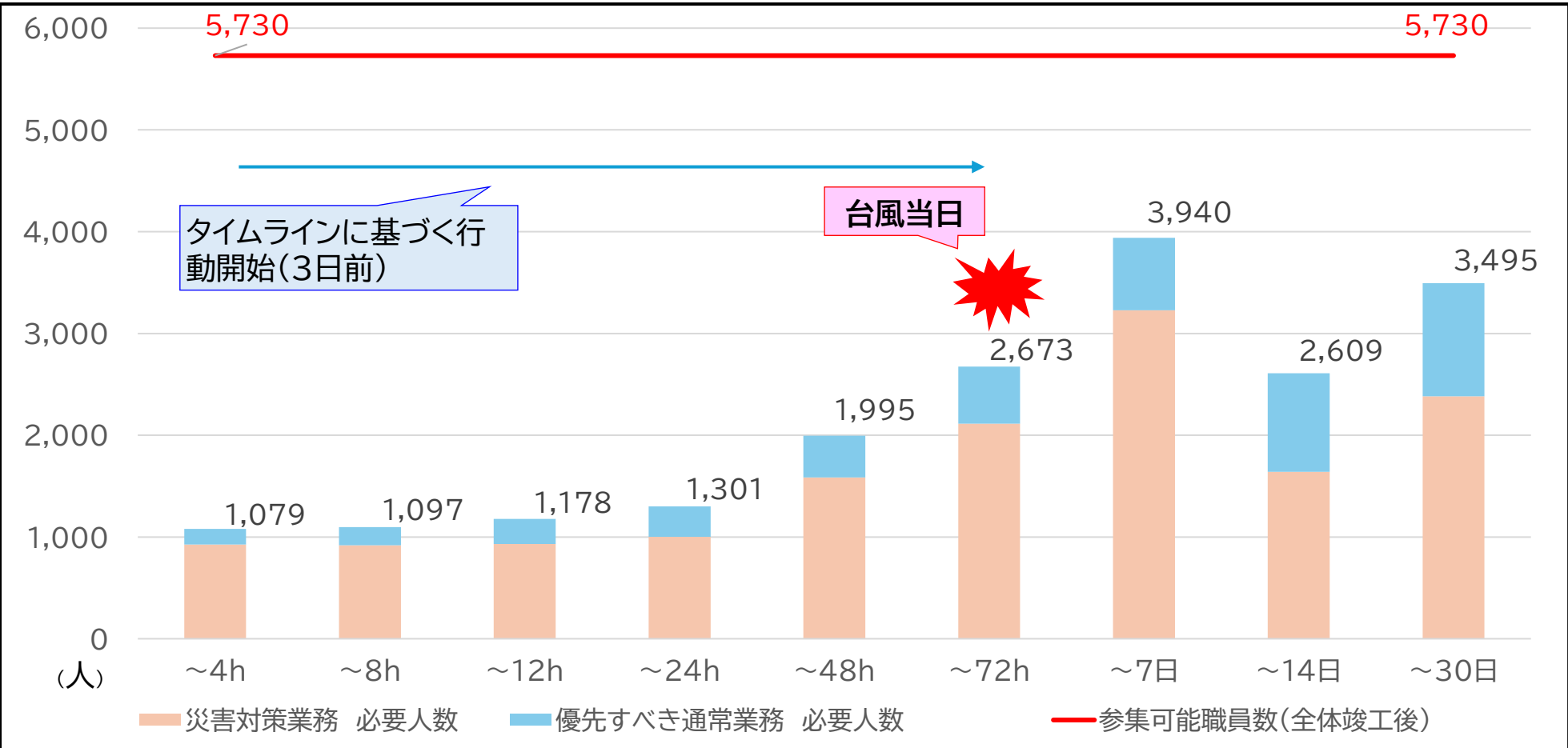
地震

- 必要な人的・物的資源が確保できない場合は、非常時優先業務のうち、優先すべき通常業務の中から影響度に応じて、特に重要な業務を精査し、業務を実施・継続することとする。併せて、受援体制の検討を進める。
- 調査により、**震災時の職員の参集人数と非常時優先業務の必要人数**を比較・検討し、時系列に沿って特定した。（自宅等からの参集を伴う夜間・休日等の勤務時間外の参集を想定）



風水害

- ・水防活動を要する場合、気象警報の発表状況等に応じて職員を参集させる。
- ・調査により、「**水害対応タイムライン（防災行動計画）**」で定められる業務について、**時間経過に応じた必要人数**を特定した。



※風水害は、台風の進路や気象予報等により、発災の一定程度前から予測が可能のため、職員の事前配備を行うことが可能なことから、全職員の参集を見込むものとする。

●庁舎

想定以上の震度や火災・地盤沈下等により、庁舎等が使用困難となる可能性や執務スペースが不足する場合もあるため、公共施設を代替庁舎として使用することを想定し、情報を整理する。また、具体的な使用方法、手順等を検討し、マニュアル等を整備する。

●電気

停電時に備えるため、引き続き非常用電源（燃料を含む）、燃料の供給体制を確保する。また、非常用電源を災害時に確実に利用できるように、定期的な点検・試運転、操作訓練等を実施する。

●通信

様々な状況に備え、多種多様な通信手段を継続して確保しておく必要があるため、東京都から提供されたスターリンクにより、従来のネットワークとは異なる低軌道衛星のネットワークを通じたインターネット接続を確保する。

令和9年度中にMCA無線から代替器への切り替えを予定している。新しい機器の使用方法を利用する拠点へ周知し、円滑な移行の準備を進める。

●情報システム

各種業務の再開のために、情報システムの早期復旧を図ることが必要である。次期内部情報システムは、原則クラウド上での構築とし、検討を進める。

職員全員が総合防災情報システムを円滑に利用できるよう、研修や訓練を継続する。

世田谷区業務継続計画〔令和8年修正〕の概要（続き）

●執務環境

安全な執務環境の確保に継続的に取り組むことが必要であるため、什器類等の新設及び移動時の転倒防止対策を実施し、コピー機等についても落下・移動防止対策等を実施する。

●移動手段

災害時には、輸送・搬送等で車両が不足する可能性があるため、車両確保を目的とした災害時協力協定を締結するなど、継続的な取り組みが必要である。

庁有車の代替移動手段としてパンクレス自転車の配備を進める。追加導入に当たっては、自転車メーカーや販売業者等へ情報収集を行う。

●トイレ

職員用排便収納袋の備蓄については、継続的な確保が必要であり、近隣施設のマンホールトイレの活用も視野に、職員用トイレを十分に確保していく必要がある。

発災後、給排水設備の早期復旧を図る必要があるため、その手法や体制づくりに向けた検討を進める。

●飲料水・食料等

発災後3日分の職員用の食料及び飲料水を確保する。備蓄している食料及び飲料水は、保存期限に応じて定期的に入れ替えを行う。

発災時は、消耗品が調達できないおそれがあるため、本庁舎では消耗品の共有化を引き続き推進し、支所においては、平時より可能な範囲で在庫を保有しておく。

第5章 計画の推進に向けた取組み

○マニュアル等の整備（見直し）

本計画の修正に応じて、関連する個別マニュアル（震災時職員行動マニュアルや震災復興マニュアル等）を必要に応じて見直す。

○訓練の実施

本計画の要素を取り入れた災害対策本部運営訓練や各部の個別訓練に加え、関係機関も含めた訓練を実施し、職員の対応能力と業務継続計画の実効性を向上させる。

○計画の点検・見直し

国や都の動向、地域防災計画の修正、訓練や災害対応の検証結果を踏まえ、必要に応じて本計画の点検・見直しを行う。

○普及啓発

区全体の災害対応能力を高めるため、関係機関や事業者等に対しても、業務継続（事業継続）の考え方を普及啓発していく。